

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正に関する意見の募集について

平成30年8月
国土交通省自動車局

国土交通省では、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）の一部を改正することを検討しています。このため、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下のとおり募集致します。いただいたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集対象

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案について（別添参照）

2. 意見募集期間

平成30年8月6日（月）～平成30年9月5日（水）（必着）

3. 意見送付方法

以下のいずれかの方法でご意見を送付してください。

この場合、ご提出いただく電子メール、FAX及び郵便物には、必ず「自動車の登録及び検査に関する申請書等を定める省令の一部改正に関する意見」と明記してください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送の場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、郵送してください。

国土交通省自動車局整備課あて

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

(2) FAXの場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、FAXしてください。

国土交通省自動車局整備課あて

FAX番号:03-5253-1639

(3) 電子メールの場合

別紙の意見提出様式の各項目をメール本文に明記し、送信してください。

国土交通省自動車局整備課あて

電子メールアドレス:g_TPB_GAB_SEB@mlit.go.jp

（電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式としてください。）

4. 注意事項

・いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

・いただいたご意見の内容については、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おきください（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。

5. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 パブリックコメント担当

TEL:03-5253-8111（内線42-427）FAX:03-5253-1639